

J R 東海労働組合関西地「申」第18号  
2017年11月14日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「大阪第一運輸所及び大阪第二運輸所における乗務員の勤務発表」に関する申し入れ

就業規則第55条によれば「社員の勤務は、毎月25日までに翌月分を指定する。ただし、業務上の必要がある場合は、指定した勤務を変更する」としている。さらに、昭和63年解説書である『J R 東海就業規則の解釈と運用』によれば、「社員の勤務指定は①社員に就労日数を確実に認識させ、就労に万全の体制をとらせる。②勤務の安定を図るとともに、社員の生活設計についても配慮する。などを考慮して、前月の25日までに翌月分の勤務を、勤務指定表に、所定事項を記載し、所定の箇所に明示することとする。また一旦勤務指定したものであっても、業務上の必要がある場合には勤務変更をすることがある旨を規定した」としている。

上記就業規則からすれば、翌月交番者について問題は生じていないが、翌月予備勤務の休日だけの指定は、明らかに就業規則に違反している。さらに、『J R 東海就業規則の解釈と運用』の解説書の主旨である就労日数を確実に認識させる、あるいは勤務の安定と社員の生活設計について配慮するということからすれば明らかに問題があると考えられる。

よって、以下について申し入れるので早急に協議の場を設定し誠意ある回答をすること。

#### 記

1. 翌月予備勤務の休日について交番と同様に10日に行うこと。
2. 就業規則に照らして、翌月予備勤務者の勤務指定（行路指定を含む）を25日に行うこと。その場合に年休についても発表すること。
3. 業務上の必要がある場合の勤務変更は、10日前まで社員に了解を得ること。

以上